特別清算協定認可

平成２５年（ヒ）第１００１号

山形県東置賜郡高畠町大字一本柳48番地の１
清算株式会社　株式会社有機生活
代表清算人　伊藤　充孝

１　決定年月日　平成25年４月25日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

１　協定債権の定義

平成25年３月５日（特別清算手続開始決定日の前日）以前の原因に基づき発生した債権で、別紙債権者一覧表記載の債権を協定債権という。

２　弁済の場所及び端数の処理

⑴　協定における弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算会社の負担とする。

⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。

３　議決権の額

議決権の額については、前記債権者一覧表に記載の各債権者の議決権額とする。

４　利息・遅延損害金の免除

協定債権のうち、特別清算開始決定後の利息・遅延損害金については、本協定認可決定確定時に全額の免除を受ける。

第２　一般債権

１　一般債権の定義

一般債権とは、協定債権のうち、関係人債権に該当しないものをいう。

２　一般債権の弁済及び免除

ア　清算株式会社は、本協定認可決定が確定した日から１ヶ月以内に、以下の方法にて弁済を行う。

⑴　弁済の基準となる各一般債権者の債権額、及び全ての一般債権者の債権額の合計額（債権額合計額）を算出する。

⑵　弁済の対象となる弁済原資総額を⑴により算出された債権額合計額で除する方法により、弁済率を算定する。

⑶　⑴により算出された各一般債権者の債権額に⑵により算定された弁済率を乗じた金額をもって各一般債権に対する弁済額とする。

⑷　清算株式会社は、⑶により算出された具体的弁済額を支払う。

イ　一般債権者は、前号の弁済を受けたときに、残余の一般債権を放棄する。

第３　関係人債権

１　関係人債権の定義

関係人債権とは、協定債権のうち、伊藤幸蔵、伊藤充孝及び花岡範明が有するものをいう。

２　関係人債権についての免除

関係人債権は、本協定認可決定が確定した日において全額の免除を受ける。

（別紙省略）

以上

山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（ヒ）第２０７９号

東京都新宿区西新宿３丁目７番１号
清算株式会社　株式会社テイアイエツクス
代表清算人　平山　祥司

１　決定年月日　平成25年４月26日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

１　略称

本協定においては、次のとおり用語を略称する。

	（略称）
①　株式会社テイアイエツクス	清算株式会社
②　別表「弁済予定表」	別表
③　別表「債権者名」欄記載の各債権者	債権者
④　平成24年12月３日（特別清算手続開始決定日）	基準日

２　端数の処理

権利の変更の結果生ずる１円未満の端数は四捨五入する。

３　弁済の場所

本協定における弁済は、債権者の指定する銀行口座宛振り込む方法により実施する。

但し、振込手数料は、債権者の負担とする。

４　債権の合算・債権者の変更

本協定による権利の変更・弁済額の算定にあたっては、債権の種類、発生日、発生原因等の如何にかかわらず、債権者毎に全ての債権を合算してひとつの債権とみなし、弁済額を決定する。

なお、基準日以降に債権の譲渡等により債権者に変更があっても、当該変更前の債権者の債権を基準として弁済額を算定する。

第２　特別清算債権

１　定義

本協定の対象となる特別清算債権とは、基準日までの原因に基づいて発生した協定債権をいう。

２　債権債務の確認

債権者と清算株式会社とは、債権者が清算株式会社に対して基準日現在有している債権元本の総額が、別表「債権元本額」欄記載の各金額（以下「本件債権」という。）であることを相互に確認する。

３　特別清算債権の弁済

⑴　第一回弁済

①　特別清算債権に対する第一回弁済は、本件債権を基準として行う。

②　債権者は、特別清算債権につき、以下の定めによる権利の変更を受けて、第一回弁済を受ける。

㋐　弁済額

特別清算債権に対する第一回弁済は、別表「第一回弁済予定額」欄の「合計」欄記載の金額を基に、債権者の本件債権にて按分した金額を㋑記載の方法により支払うことにより行う。

その金額は、別表「第一回弁済予定額」欄記載のとおりである（以下「第一回弁済額」という。）。

㋑　弁済の方法

清算株式会社は、債権者に対し、本協定案に対する特別清算裁判所の認可決定確定の日から７営業日以内に、第一回弁済額を弁済する。

⑵　追加弁済

①　清算株式会社は、債権者に対し、清算株式会社が有する株式会社フェアパートナーに対する貸付金を回収したときは、当該回収時から７営業日以内に、当該回収額から回収に要した費用を控除した額を原資として、前記第２の３⑴②㋐の方法により算定された金額を追加弁済する。

②　清算株式会社は、債権者に対し、後記第４記載の共益債権及び優先債権（以下「共益債権等」という。）の弁済が完了したときから１か月以内に、第一回弁済並びに前記①の弁済及び共益債権等の弁済後存在する残余の原資を以て、前記第２の３⑴②㋐の方法により算定された金額を追加弁済する。

第３　債権放棄等

１　債権元本

債権者は、清算株式会社に対し、第一回弁済時、本件債権から別表「第一回弁済予定額」欄記載の金額を控除した残余の債権を放棄し、清算株式会社はその免除を受ける。

債権者が上記のとおり放棄する本件債権の金額は、別表「債権放棄予定額」欄記載のとおりである。

２　利息・損害金等

債権者は、本件債権に附帯する利息・損害金等一切の債権を放棄し、清算株式会社はその債務の免除を受ける。

３　前記第２の３⑵に基づき、清算株式会社が債権者に追加弁済する場合は、同追加弁済の限度で既になされた債権放棄は遡ってその効力を失う。

第４　共益及び優先債権の弁済

清算株式会社は、債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用、清算業務の遂行に要する費用等の共益債権、国税徴収法または国税徴収の例により徴収することを得べき請求権、裁判所から支払いの許可を受けた債権及び労働債権は随時に弁済する。

（別表省略）

以上

東京地方裁判所民事第８部